

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第14期第2四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

【英訳名】 D.Western Therapeutics Institute, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 日高 有一

【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦一丁目18番11号

【電話番号】 052-218-8785

【事務連絡者氏名】 取締役総務管理部長 橘 信 綱

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦一丁目18番11号

【電話番号】 052-218-8785

【事務連絡者氏名】 取締役総務管理部長 橘 信 綱

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第2四半期 累計期間	第14期 第2四半期 累計期間	第13期 第2四半期 会計期間	第14期 第2四半期 会計期間	第13期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (千円)					
経常損失 (千円)	202,334	183,749	106,879	85,622	407,881
四半期(当期)純損失 (千円)	212,559	184,353	116,865	85,979	418,396
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			1,279,337	1,279,352	1,279,352
発行済株式総数 (株)			17,303,900	17,318,900	17,318,900
純資産額 (千円)			1,172,983	782,822	967,176
総資産額 (千円)			1,199,850	800,590	990,886
1株当たり純資産額 (円)			67.79	45.20	55.85
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	12.30	10.64	6.76	4.96	24.18
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)			97.8	97.8	97.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	207,093	186,952			406,442
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	45	199,694			3,596
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	60				90
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			465,711	275,450	262,712
従業員数 (名)			21	20	21

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	20
---------	----

(注) 従業員は就業人員であり、パート及び嘱託社員はありません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

該当事項はありません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間における国内経済は、震災による落ち込みから鉱工業生産が回復し、輸出の減少幅も縮小となるほか、消費の落ち込みも改善傾向となり、景気は持ち直しつつあります。

国内医薬品業界におきましては、大型薬の特許切れ等を背景とした収益確保のための医薬候補品取得に向けたインライセンス活動、事業提携やM&Aが継続しております。

このような状況の下、当社は新薬の継続的な創出とパイプラインの拡充を目指し、研究開発活動を推進いたしました。

ライセンスアウト済パイプラインにつきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により実施された抗血小板剤「K-134」の国内前期第 相臨床試験は当第2四半期会計期間において終了いたしました。緑内障治療剤「K-115」につきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により国内第 相臨床試験に向けた準備が進められました。

新規開発品につきましては、新規緑内障治療剤につき作用メカニズムの解明を進める一方、ライセンスアウトに向けた活動を進めました。また、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにつきましては、リード化合物の選定に向けた研究開発活動を実施いたしました。

なお、ライセンスアウト済パイプラインである、「K-134」、「K-115」はともに、当第2四半期会計期間において新たなマイルストーン収入の発生がなかったことから売上高は発生しておりません。

利益面につきましては、研究開発費が46百万円（前年同期比11.5%減）、その他販売費及び一般管理費が39百万円（前年同期比28.0%減）であったことにより、販売費及び一般管理費は85百万円（前年同期比19.9%減）となりました。その結果、営業損失は85百万円（前年同期営業損失107百万円）、経常損失は85百万円（前年同期経常損失106百万円）、四半期純損失は85百万円（前年同期四半期純損失116百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末から190百万円減少し、800百万円となりました。主な要因は、現金及び預金が前事業年度末に比べ187百万円減少したこと等によるものです。

なお、総資産に占める流動資産の比率は当第2四半期会計期間末97.6%、前事業年度末97.8%です。

負債は、前事業年度末から5百万円減少し、17百万円となりました。主な要因は未払金が5百万円減少したこと等によるものです。

純資産は、前事業年度末から184百万円減少し、782百万円となりました。これは、四半期純損失の計上により、利益剰余金が184百万円減少したことによるものです。

なお、借入金や社債等の有利子負債残高はありません。

また、負債純資産合計に占める純資産の比率は当第2四半期会計期間末97.8%、前事業年度末97.6%です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、第1四半期会計期間末に比べ125百万円増加し、275百万円となりました。

なお、当第2四半期会計期間におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は75百万円(前年同期比15百万円減)となりました。これは税引前四半期純損失が85百万円、未払金の減少額3百万円があった一方、産学官連携講座にかかる共同研究費等による、前払費用の減少額10百万円があったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は200百万円(前年同期比199百万円増)となりました。これは定期預金の預入による支出500百万円、定期預金の払戻による収入700百万円があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。(前年同期は0.06百万円の収入)

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における研究開発費の総額は46百万円となりました。

なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,442,000
計	48,442,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,318,900	17,318,900	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数は 100株であります。
計	17,318,900	17,318,900		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日現在までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権 (平成17年8月31日決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	665個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	332,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	2円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成19年9月1日 至平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2円 資本組入額 1円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。 本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成17年8月31日開催の取締役会において上記条件の新株予約権1,970個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数及び権利行使済の個数を減じております。
- 2 平成18年10月12日付をもって1株を5株に、平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

第2回新株予約権 (平成18年3月28日決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	225個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	112,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	250円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成19年9月1日 至平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。 本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の役員および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,000個であり、平成18年4月19日開催の取締役会において上記条件の新株予約権325個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

- 平成18年10月12日付をもって1株を5株に、平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。
- 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行又は} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分株式数} \text{又は} \text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は} \text{処分株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第3回新株予約権 (平成18年11月10日決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	2,500個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	250,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成18年11月29日 至平成28年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>その他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は5,000個であり、平成18年11月10日開催の取締役会において上記条件の新株予約権2,650個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

2 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第4回新株予約権 (平成18年11月10日決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	1,250個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	125,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注1、2)
新株予約権の行使期間	自平成18年11月29日 至平成28年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注1、2)
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権発行時において当社の監査役であったものは、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む。)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第5回新株予約権 (平成20年3月27日決議)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	1,050個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	105,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成22年3月29日 至平成30年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,200個であり、平成20年3月27日開催の取締役会において上記条件の新株予約権1,150個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

2 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		17,318,900		1,279,352		1,269,352

(6) 【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日高 弘義	名古屋市千種区	3,310,000	19.11
日高 有一	名古屋市千種区	1,900,000	10.97
若狭 壮行 (注1)	横浜市都筑区	1,800,000	10.39
日高 邦江	名古屋市千種区	1,400,000	8.08
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号	720,400	4.15
ジーブイシーヨンゴウリミテッドパート ナーシップ 常任代理人 グローバルベンチャーキャピタル株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル6階	562,500	3.24
日高 万由子	兵庫県西宮市	500,000	2.88
ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	459,900	2.65
投資事業組合NFP - AF1号	東京都港区芝二丁目31番19号	182,500	1.05
小張 淑男	千葉県野田市	166,000	0.95
計		11,001,300	63.52

(注) 1 株主若狭壮行は、平成20年12月23日に逝去いたしました。が、相続に伴う名義書換が終了していないため、株主名簿の通り記載しております。

2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,318,100	173,181	
単元未満株式	普通株式 800		
発行済株式総数	17,318,900		
総株主の議決権		173,181	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	168	147	148	129	308	228
最低(円)	139	125	59	90	104	158

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び前第2四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び前第2四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	755,424	942,692
有価証券	20,026	20,020
原材料及び貯蔵品	1,049	624
前払費用	3,530	4,149
その他	1,362	1,901
流動資産合計	781,392	969,388
固定資産		
有形固定資産	9,232	11,749
無形固定資産	447	536
投資その他の資産	9,518	9,212
固定資産合計	19,197	21,497
資産合計	800,590	990,886
負債の部		
流動負債		
未払金	6,539	11,721
未払法人税等	3,113	3,327
その他	8,114	8,660
流動負債合計	17,767	23,709
負債合計	17,767	23,709
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,279,352	1,279,352
資本剰余金	1,269,352	1,269,352
利益剰余金	1,765,882	1,581,528
株主資本合計	782,822	967,176
純資産合計	782,822	967,176
負債純資産合計	800,590	990,886

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
売上高	-	-
売上原価	-	-
売上総利益	-	-
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1 94,576	1 92,409
その他	2 108,684	2 92,235
販売費及び一般管理費合計	203,261	184,644
営業損失()	203,261	184,644
営業外収益		
受取利息	890	560
試薬品収入	-	300
その他	56	38
営業外収益合計	946	899
営業外費用		
為替差損	19	4
営業外費用合計	19	4
経常損失()	202,334	183,749
特別損失		
前期損益修正損	3 9,578	-
特別損失合計	9,578	-
税引前四半期純損失()	211,913	183,749
法人税、住民税及び事業税	645	603
法人税等合計	645	603
四半期純損失()	212,559	184,353

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	-	-
売上原価	-	-
売上総利益	-	-
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1 52,290	1 46,287
その他	2 55,012	2 39,628
販売費及び一般管理費合計	107,302	85,916
営業損失()	107,302	85,916
営業外収益		
受取利息	448	273
その他	0	33
営業外収益合計	448	306
営業外費用		
為替差損	24	13
営業外費用合計	24	13
経常損失()	106,879	85,622
特別損失		
前期損益修正損	3 9,578	-
特別損失合計	9,578	-
税引前四半期純損失()	116,457	85,622
法人税、住民税及び事業税	407	356
法人税等合計	407	356
四半期純損失()	116,865	85,979

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	211,913	183,749
減価償却費	3,320	2,606
受取利息及び受取配当金	890	560
為替差損益(は益)	19	4
たな卸資産の増減額(は増加)	0	424
前払費用の増減額(は増加)	763	618
未収消費税等の増減額(は増加)	6,903	526
未払金の増減額(は減少)	1,987	5,181
その他	5,440	314
小計	206,776	186,476
利息及び配当金の受取額	889	575
法人税等の支払額	1,207	1,050
営業活動によるキャッシュ・フロー	207,093	186,952
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	105	-
定期預金の預入による支出	-	500,000
定期預金の払戻による収入	-	700,000
差入保証金の差入による支出	320	558
差入保証金の回収による収入	470	252
投資活動によるキャッシュ・フロー	45	199,694
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	60	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	60	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	19	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	207,008	12,737
現金及び現金同等物の期首残高	672,719	262,712
現金及び現金同等物の四半期末残高	465,711	275,450

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる損益への影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
(四半期損益計算書関係)	前第2四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「試薬品収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「試薬品収入」は24千円であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 49,479千円	有形固定資産の減価償却累計額 46,962千円
当社の研究開発活動の一環として、平成21年12月25日に国立大学法人三重大と締結した「産学官連携講座共同研究契約書」(契約期間：平成22年1月1日から平成24年12月31日まで)に関して、同法人に対する今後の支払債務は、合計56,823千円(平成23年度18,869千円、平成24年度37,954千円)であります。	当社の研究開発活動の一環として、平成21年12月25日に国立大学法人三重大と締結した「産学官連携講座共同研究契約書」(契約期間：平成22年1月1日から平成24年12月31日まで)に関して、同法人に対する今後の支払債務は、合計75,693千円(平成23年度37,739千円、平成24年度37,954千円)であります。

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)												
1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>41,652千円</td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td>17,870千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>6,471千円</td> </tr> </table>	給与手当	41,652千円	共同研究費	17,870千円	消耗品費	6,471千円	1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>43,412千円</td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td>17,971千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>7,479千円</td> </tr> </table>	給与手当	43,412千円	共同研究費	17,971千円	消耗品費	7,479千円
給与手当	41,652千円												
共同研究費	17,870千円												
消耗品費	6,471千円												
給与手当	43,412千円												
共同研究費	17,971千円												
消耗品費	7,479千円												
2 その他の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>33,720千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>24,213千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>21,101千円</td> </tr> </table>	役員報酬	33,720千円	給与手当	24,213千円	支払手数料	21,101千円	2 その他の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>32,550千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>20,093千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>18,713千円</td> </tr> </table>	役員報酬	32,550千円	給与手当	20,093千円	支払手数料	18,713千円
役員報酬	33,720千円												
給与手当	24,213千円												
支払手数料	21,101千円												
役員報酬	32,550千円												
給与手当	20,093千円												
支払手数料	18,713千円												
3 前期損益修正損は過年度消費税修正によるものであります。													

前第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)												
1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>20,585千円</td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td>8,935千円</td> </tr> <tr> <td>外注費</td> <td>5,091千円</td> </tr> </table>	給与手当	20,585千円	共同研究費	8,935千円	外注費	5,091千円	1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>給与手当</td> <td>20,991千円</td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td>8,985千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>4,114千円</td> </tr> </table>	給与手当	20,991千円	共同研究費	8,985千円	消耗品費	4,114千円
給与手当	20,585千円												
共同研究費	8,935千円												
外注費	5,091千円												
給与手当	20,991千円												
共同研究費	8,985千円												
消耗品費	4,114千円												
2 その他の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>16,350千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>12,920千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>9,500千円</td> </tr> </table>	役員報酬	16,350千円	給与手当	12,920千円	支払手数料	9,500千円	2 その他の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>役員報酬</td> <td>16,200千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>9,337千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>4,591千円</td> </tr> </table>	役員報酬	16,200千円	給与手当	9,337千円	支払手数料	4,591千円
役員報酬	16,350千円												
給与手当	12,920千円												
支払手数料	9,500千円												
役員報酬	16,200千円												
給与手当	9,337千円												
支払手数料	4,591千円												
3 前期損益修正損は過年度消費税修正によるものであります。													

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在)
現金及び預金 1,125,704千円	現金及び預金 755,424千円
有価証券 40,006千円	有価証券 20,026千円
計 1,165,711千円	計 775,450千円
預入期間が3ヶ月超の定期預金 700,000千円	預入期間が3ヶ月超の定期預金 500,000千円
現金及び現金同等物 465,711千円	現金及び現金同等物 275,450千円

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	17,318,900

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権の四半期会計期間末残高等

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)及び当第2四半期会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社は、創薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
45円20銭	55円85銭

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 12円30銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -円	1株当たり四半期純損失金額 10円64銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	212,559	184,353
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	212,559	184,353
普通株式の期中平均株式数(株)	17,281,607	17,318,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

第2 四半期会計期間

前第2 四半期会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日)	当第2 四半期会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 6円76銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -円	1株当たり四半期純損失金額 4円96銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2 四半期会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日)	当第2 四半期会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	116,865	85,979
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	116,865	85,979
普通株式の期中平均株式数(株)	17,289,229	17,318,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 2日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 原 浩 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第13期事業年度の第2四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 5日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 原 浩 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。